

2020年度 弁理士使用者賠償責任保険

(正式名称：使用者賠償責任保険、雇用関連賠償責任保険)

のご案内

この保険は下記2つの補償で構成されており、企業防衛のために必要な保険です。
労災リスクに対する備えは十分ですか？

使用者賠償責任保険

従業員の業務災害・通勤災害に伴って事業所が負う法律上の賠償責任を補償します。

雇用関連賠償責任保険

パワハラ・セクハラに対する管理責任に伴って事業所が負う法律上の賠償責任を補償します。

◎企業の労働環境は様変わりし、長時間労働などによるメンタル疾患、過労死などが増加しています。

◎過労死ラインを超える残業は珍しくありません。
その場合は抗弁が難しく、高額な賠償責任を負う可能性があります。



保険期間

2020年8月1日午後4時 ～ 2021年8月1日午後4時 (1年間)

ご加入対象者 : 日本弁理士協同組合の組合員(特許事務所・特許業務法人単位のご加入となります。)

ご加入方法 : 加入依頼書に必要事項をご記入ご捺印の上、ご返送ください。

保険料払込方法 : 【お振込み】 加入依頼書ご返送後に、請求書をお送りいたします。

【口座振替】^(※) 2020年6月29日(月)引落とし(口座振替手数料はかかりません)

※弁理士職業賠償責任保険にご加入いただいている方のみ口座振替を選択いただけます。

加入締切日 : 2020年5月8日(金) (締切日を過ぎた場合は、取扱代理店までご相談ください。)

中途加入 : 随時受付可能です。保険(補償)期間は毎月20日までにお申込みおよび保険料振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から2021年8月1日午後4時までとなります。

使用者賠償責任保険の必要性

労災事故が発生した場合・・・

労働基準法上、使用者は労働者の業務災害について一定の補償を行うことを義務づけられています。しかし、政府労災給付は必要最低限の補償であり、十分な補償が得られない可能性があります。

～労災給付と使用者負担のイメージ～

賠償責任額の内訳	労災保険の給付内訳	使用者負担
治療費	○	
葬祭料	○	
休業損害	▲ 一部不足	⇒ 使用者負担
死亡・後遺障害	▲	
逸失利益	一部不足	⇒ 使用者負担
慰謝料	全額不足	⇒ 使用者負担

⇒ **法律上の使用者負担分を保険でカバー**

事故事例

○過労で寝たきり 事業所に1億8,700万円の賠償命令

直近半年間の時間外労働が月間約201時間であったことが分かり、労災認定を受けた。事業所は過酷な労働環境を見て見ぬふりで放置しており安全配慮義務違反があるのは明らかであるとして、賠償支払いを命令。

○過労の末の自殺 事業所に1億6,800万円の賠償命令

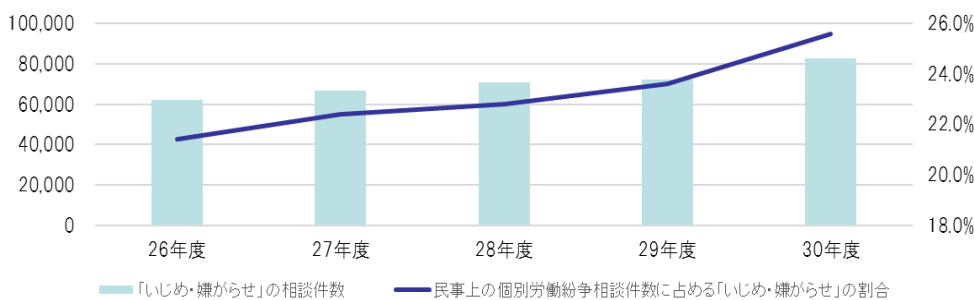
直前の時間外労働が月間148時間に及んでいたことが分かり、労災認定を受けた。事業所には過労に対する安全配慮義務違反があったとして、賠償金支払いを命令した。

雇用関連賠償責任保険の必要性

2019年5月、「女性活躍・ハラスメント規制法」が成立しました。

- ・「パワハラ」が法律で定義され、「セクハラ」と同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置をとることが義務化されました。
- ・「パワハラ」に関する紛争が生じた場合、個別紛争解決援助制度を利用できるようになりました。
- ・セクハラ・パワハラ等を行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

～職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談件数～



55人に1人
が雇用トラブルに
巻き込まれている計算
(相談件数/日本の労働人口
(約5500万人))

出典：厚生労働省「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

ハラスメント被害者が
声をあげやすい環境



事業主が管理責任を
問われやすい環境



事故事例

○退職した元従業員から労働審判の申し立て 和解金240万円の支払いで和解

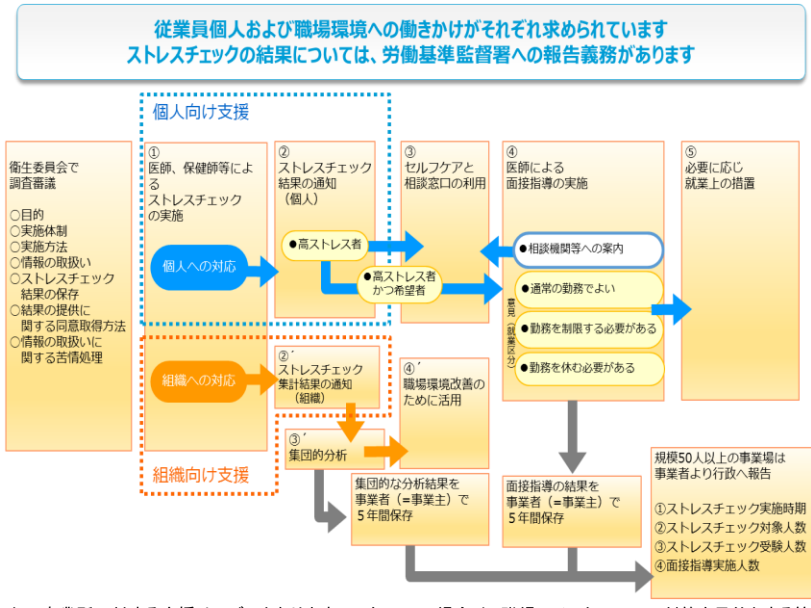
過去に合意退職した元従業員が、退職半年後、事業所に対して労働審判を申し立てた。審判員の提案と両当事者の合意により和解となったものの、退職時の説明が不十分であったとして、事業所は和解金240万円を支払うこととなった。

弁理士使用者賠償責任保険の特徴

1. メンタル疾患による自殺や過労死に伴って事業所が負う損害賠償責任だけでなく、争訟費用も補償いたします。
2. パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う損害賠償責任だけでなく、争訟費用も補償いたします。
3. ストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。
厚労省が使用を推奨している『職業性ストレス簡易調査票(57項目)』を使用したストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。WEBチェックシステムの提供やチェック結果のフィードバック等を行います。

■ストレスチェックサービスの概要

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)により従業員50名以上のすべての事業場に対して平成27年12月よりストレスチェックの実施が義務化されました。



※上表は従業員50名以上の事業所に対する支援サービスとなります。50名以下の場合は、職場のメンタルヘルス対策を目的とする簡易版ストレスチェックサービスとなります。
ストレスチェックサービスご利用にあたっては、取扱代理店までご連絡ください。

支払限度額および保険料(年間保険料)

契約保険料は、**保険料算出基準日(2020年5月1日 ※中途加入の場合は、中途加入日)**現在における**申告人数(特許事務所および別会社の合計人数)**によって決まります。なお、保険料算出基準日以降の人数増減につきましては、保険料の追徴・返戻は発生しません。

支払限度額		申告人数	年間保険料(1名あたり)
使用者賠償責任保険 (1名・1災害あたり)	雇用関連賠償責任保険 (1名・1請求あたり、保険期間中)		
2億円	1,000万円	10名まで	4,500円
		11名以降	4,050円

■申告人数のカウント方法

使用者賠償責任保険は、労災保険法等によって給付が決定された場合に保険金をお支払いするため、**原則として、事務所および別会社が加入している政府労災保険の加入単位でご加入いただきます。**

■保険料計算式

$$A \text{ 経営者数}(*1) \text{ (特許事務所+別会社)} + B \text{ 特許事務所の常時使用労働者数}(*2,*4) + C \text{ 別会社の常時使用労働者数}(*3,*4) = \text{申告人数の合計}$$

■年間保険料計算例

A:3名 + B:11名 + C:4名 = 合計18名
(4,500円 × 10名) + (4,050円 × 8名) = **77,400円**

特許事務所	A: 所長弁理士およびパートナー弁理士	2名
	B: 特許事務所の常時使用労働者	11名
別会社	A: 別会社役員	1名
	C: 別会社の常時使用労働者	4名

(*1)本保険における経営者とは、特許事務所の所長弁理士およびパートナー弁理士、別会社役員を指します。なお、特許事務所と別会社の経営者が同一人物の場合、重複してカウントする必要はございません。
(*2)独立採算性等により事務所内で複数の政府労災加入がある場合は、それらの常時使用者労働者数の合計としてください。
(*3)特許事務所と人的関係および資本的関係を有し、継続的かつ緊密な従属関係にある別会社のみ、加算可能です。なお、別会社が複数ある場合には、それぞれの常時使用者労働者数の合計としてください。
(*4)政府労災の「労働保険概算・確定保険料申告書」の④の欄に記載の人数です。

■ご申告いただく人数は告知事項に該当します。故意または重大な過失によって告知を行わなかった場合、保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。
■申告人数のカウント方法についてご不明な点がございましたら、代理店までお問い合わせください。

保険の概要(使用者賠償責任保険、雇用関連賠償責任保険)

I 被用者(対象となる従業員)、労働者の範囲

(使用者賠償責任保険)被用者:事業場において被保険者に使用され賃金を支払われる者で、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどを含みます。
(雇用関連賠償責任保険)労働者:使用人(事業場において記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。)および事業場において記名被保険者のために労働に従事する者(使用人を除きます。)をいいます。

II ご加入者の範囲

日本弁理士協同組合の組合員(特許事務所・特許業務法人単位でのご加入となります。)

III 被保険者(補償を受けることができる方)の範囲

(使用者賠償責任保険) この保険にご加入の弁理士または特許業務法人
(雇用関連賠償責任保険) この保険にご加入の弁理士または特許業務法人(記名被保険者)
・記名被保険者の使用人(遡及日(最初に保険に加入した日)以降に退職した使用人を含みます。)
・記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(遡及日以降に退任した役員を含みます。)

IV 保険金をお支払いする場合

(使用者賠償責任保険) 被保険者の従業員(被用者)が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に被った身体の障害について、政府労災保険等の認定を受けた場合(*1)に、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合。
※政府労災保険等に加入していることが、ご加入の前提となります。
(雇用関連賠償責任保険) 日本国内において行われた侵害行為(*2)により発生した雇用関連事故(*3)に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する労働者(過去に労働者であった方および労働者となるための申し込みを行った方ならびにこれらの方の法定相続人を含みます。)からの損害賠償請求(①地位確認等の請求②賃金等の支払請求を含みます。)が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。
(*2)侵害行為とは、以下の行為をいいます。
ア.労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
イ.職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。
ウ.職務上の地位や人間関係などの職場上の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
エ.職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
(ア)労働者の妊娠または出産(イ)産前・産後休業等の制度または措置の利用(ウ)育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
(*3)雇用関連事故とは、次のいずれかの事由をいいます。
ア.労働者等の精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または労働者等の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害
イ.雇用契約上の権利の侵害(労働者から記名被保険者に対する雇用契約上の権利を有することを確認する地位確認等の請求がなされた場合は、その請求の原因となった記名被保険者の行為によって雇用契約上の権利侵害が発生したものとみなします。)

V お支払いする保険金

(使用者賠償責任保険) (1)法律上の損害賠償金:被用者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
(2)争訟費用:損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
(3)求償権保全等費用:事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
(4)協力費用:保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
(雇用関連賠償責任保険) (1)法律上の損害賠償金:法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金(雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。)の支払責任を負担することによる支出を含みます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
(2)争訟費用:損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
(3)損害防止軽減費用:事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
(4)緊急措置費用:事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
(5)協力費用:引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払い方法

(1)法律上の損害賠償金:正味損害賠償金額(*4)をお支払いします。ただし、ご加入された使用者賠償責任保険の支払限度額が限度となります。
(2)~(4)の費用:原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額(*4)>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額(*4)」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
(*4)正味損害賠償金額とは、法律上の損害賠償金から次のア.~ウ.を差し引いた金額をいいます。
ア.政府労災保険等により給付されるべき金額
イ.次のいずれかの金額
a.法定外補償規程に基づき被保険者が給付すべき金額
b.法定外補償規程がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額
ウ.自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済)または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額

●保険金のお支払い方法

(1)~(5)の合算額に対して保険金をお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

VI 保険金をお支払いしない主な場合

(使用者賠償責任保険)

- ①ご契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による身体の障害
- ②戦争、内乱、暴動等による身体の障害
- ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれらによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体の障害
- ⑤石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性による身体の障害
- ⑥風土病による身体の障害
- ⑦被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
- ⑧休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- ⑨労災保険法等に基づき給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額 等

※被保険者が個人事業主の場合には「被保険者と同居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」についても保険金をお支払いできません。

(雇用関連賠償責任保険)

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ①ご契約者または被保険者の故意
- ②戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤被保険者が所有使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧遡及日より前に行われた次の侵害行為(その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行うがなされた時にすべてなされたものとみなします。以下同様とします。)
a. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(黙示の契約に対する違反行為を含みます。)
b. 不当に雇用しない行為(派遣社員に対する雇止めを含みます。)
- ⑨遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ⑩この保険契約の保険期間の初日において、侵害行為に起因する損害賠償請求がなされるおそれを被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その侵害行為
- ⑪他人の身体障害(精神的苦痛に起因する労働者の身体障害を除きます。)*または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺
- ⑫労働者(過去に労働者であった者および労働者となるための申込みを行った者ならびにこれらの者の法定相続人を含みます。)*以外の者からなされた損害賠償請求
- ⑬IV 保険金をお支払いする場合「侵害行為」I～Eまでに該当する行為を行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
- ⑭被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
- ⑮記名被保険者の使用人に対する賃金または退職手当の支払または不払による損害(名目は問わない。)*ただし、次の損害を除きます。
a. 不当解雇判決等により記名被保険者に生じた賃金(雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。)*の支払による損害
b. 被保険者がV お支払いする保険金(2)～(5)の費用を負担することによって被る損害 等

ご加入にあたってのご注意

この保険は、日本弁理士協同組合を保険契約者とし、日本弁理士協同組合員を被保険者(雇用関連賠償責任保険の場合は記名被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本弁理士協同組合が有します。

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

(使用者賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<通知義務>

(雇用関連賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額を確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<代理店の業務>

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、のご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<ご加入後の変更手続きについて>

ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店までご連絡ください。

もし事故が起きたときは

(使用者賠償責任保険)

被用者が業務上の事由(通勤災害担保特約付帯の場合には通勤を含みます。)により身体の障害(災害)を被ったときは、遅滞なく代理店または保険会社にご連絡ください(事故発生の日時、場所および災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体の障害の程度、損害賠償請求の内容等をご連絡いただきます。)

(1)使用者賠償責任保険において、示談交渉は必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2)保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)等、事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただけます。

(雇用関連賠償責任保険)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

〈保険金請求権の時効〉

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービスについて〉

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」がございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)

このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

この保険契約は上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は募集期間後に決定される引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。尚、引受割合については団体窓口にご相談ください。

このパンフレットは「労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)」「雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)」の概要をご紹介します。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

取扱代理店: **有限会社エヌビー保険サービス** (日本弁理士協同組合専属代理店)

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3階

TEL 03-5772-8055 FAX 03-5772-8056 (受付時間9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社: **東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)** (担当課)広域法人部法人第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4153

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

2020年3月作成 19-TC08469